

今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

内閣府が毎週発表している「今週の指標」をご存知でしょうか。同サイトでは、エコカー補助金と景況感のような身近な統計から南欧諸国向けの与信動向のような海外の専門的な統計まで、時事的な指標が毎週解説されており、統計資料と共にその概要がポイントとして分かり易くまとめられています。マクロ及びミクロ経済を知る上で第一線級の統計資料であり、大変興味深い指標が解説されていますので、是非ご覧下さい。

「今週の指標」
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/shihyo/index.html>

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お問い合わせの上、是非ご参加ください。

日時：平成25年4月22日（月） 午後5時00分より

内容：（第一部）研究部会・研修会

テーマ「2013年度の経済展望」～日本経済は復活するのか～

講師：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査部長 鈴木 明彦 氏

（第二部）情報交換懇親会 午後7時00分頃より午後8時30分

会場：ホテル日航大阪 32F・ジェットストリーム

会費：6,000円

3月「戦略経営セミナー」のご案内

下記日程で「中小企業経営者、幹部及び後継者の方々など」を対象とした研修主体のセミナーを開催します。「経営計画」がメインテーマです。是非ご参加ください。

日時：平成25年3月25日（月） 午後2時00分より午後4時00分

研修テーマ 「経営戦略セミナー」

— 未来に希望を抱ける仕組みづくり —

講師 TFG経営コンサルタント 藤本 清

会場：大阪産業創造館 6F 会議室D 堺筋本町駅12番出口東へ徒歩2分

会費：1,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 谷風 行寛

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2013.3 No. 259

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 各種控除の適用漏れや還付申告について
- II. 電子記録債権について
- III. 中小企業経営力強化支援法について
- § 春の例会及び戦略セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・税務相談Q&Aコーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁・中小企業庁・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 確定申告で損しない方法

— 各種控除の適用漏れや税金の還付について —

所得税の確定申告をする際に、寡婦控除などの各種控除の適用ができるのに、適用していない方が散見されます。このように税額を実際よりも大きく申告した場合には、更正の請求をすることで、納めすぎた税金が還付される場合があります。確定申告を間違えて、損することがないように、適用忘れの多い項目を紹介すると共に、確定申告の内容が間違っていた場合に、納めすぎた税金が還付される方法を解説致します。

■ 適用忘れの多い項目

<医療費控除>

医療費控除の対象となる医療費は、生計を一にする配偶者やその他親族です。同居は必須条件ではなく、別居していても、生計を一にする場合は、その医療費が医療費控除の対象となります。また家族以外の親族の医療費も対象になります。

<寡婦控除・寡夫控除>

配偶者と死別し、もしくは離婚した後婚姻していないなどの条件を満たす場合、寡婦控除及び寡夫控除を受けることができます。女性の方は寡婦控除の適用を忘れる方は少ないのですが、男性の場合、ご自身が寡夫控除の対象となっていることをご存知の方が少ないようです。

<配偶者特別控除>

配偶者控除を適用できるのは、配偶者の合計所得が38万円以下であることから、配偶者の合計所得が38万円超であれば配偶者分の所得控除を受けられないと勘違いして、配偶者特別控除の適用自体をあきらめている方が散見されます。合計所得が38万円超76万円未満であれば、配偶者特別控除として、段階的に3万円から38万円の所得控除を受けることができますので、ご注意ください。

■ 更正の請求について

上記のような各種控除の適用漏れなどで、所得税に関する確定申告を間違った場合には、更正の請求書に必要な事項を記載し、税務署に提出することで、税金の還付を受けることができます。この手続きを更正の請求といいます。なお、更正の請求ができる期限は決まっており、平成22年分の所得税については法定申告期限から1年以内ですが、それ以降分の所得税の更正の請求に係る期限は、法定申告期限から5年以内となっており、平成24年分の所得税については、平成30年3月15日が期限となっています。

■ 更正の請求で還付される税金の受取などについて

更正の請求を行って、実際に納めすぎた税金が還付されるまでには、ある程度の日数を見込んでおくべきです。なぜなら、更正の請求が行われると、その請求が正当かどうかの審査が行われ、正当と認められた請求に対してのみ、税金の還付が行われる仕組みとなっているためです。おおむね1ヶ月から1ヶ月半程度の期間が必要になります。なお、還付金の受取方法には、指定する預貯金口座に振込みしてもらう方法と最寄りのゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局に出向いて受け取る方法があります。その際に、必ずご自身名義の口座を指定し、その名義に屋号などが含まれる場合や旧姓のままの名義の場合には、振込みできない可能性があります。またインターネット専業銀行の一部については、振込できないので注意が必要です。

■ その他の注意点について

この時期に多発するのが、税務署の職員を騙った振り込み詐欺です。還付金受け取りのためと称して、金融機関等の現金自動預け払い機の操作を求めて、その指示に従うと逆に詐欺口座へ振り込んでしまっている事例や国税の納税のためと称して、金融機関の口座に振り込みを依頼する事例などがあります。税務職員から電話で問い合わせが入る可能性はあるのですが、その場合には、申告内容等に基づいた本人確認が行われます。また還付金受け取りのためのATM操作や国税納税のための金融機関の口座指定を、税務署職員が行うことは絶対にありませんので、不審な場合には、所管の税務署等にお問い合わせください。

税務相談 Q&A コーナー

■ 平成 25 年から報酬に対する源泉所得税が変わりました

平成25年1月1日から平成49年12月31日の間に生じた源泉所得税を徴収する際には、復興特別所得税を併せて源泉徴収しなければなりません。なお、所得税法や租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税を徴収する必要はありません。その納付方法ですが、所得税と別々に納付する必要はなく、その合計額を1枚の納付書にまとめて納付しますので、注意が必要です。

経営指標解説コーナー

■ 売上高総利益率とは

売上高総利益率とは、販売している商品やサービスの利益率を示す指標で、粗利益率の別称で呼ばれることがあります。そもそも売上高総利益とは売上から売上原価を差し引いたもので、その売上高総利益を売上高で割って同指標を算出し、収益性を分析するための指標ですが、営業力及び商品やサービスなどの競争力を測定す

小企業支援の内容です。詳細は以下の通りです。

1. 中小企業に対する支援の担い手の多様化

専門性を有した経営革新等支援機関による中小企業に対する支援を通じて、質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化を図ることができます。

2. 海外展開に伴う資金調達

海外展開に伴う資金調達支援として、債務保証や貿易保険の保険、中小企業信用保険の限度額の増額によって、外国法人を設立した場合における出資・貸付などに必要な資金調達が期待できます。なお、同資金調達支援には、異分野連携新事業分野開拓計画などの承認・認定が必要となります。

3. 経営力強化保証制度の創設

金融機関が経営革新等支援機関と連携して、事業計画書の策定や当該計画の進捗報告を四半期毎に行う場合に、保証料率が0.2%減免される経営力強化保証制度が創設されています。

国税庁情報コーナー

■ 還付申告について

「確定申告で損しない方法」でご案内している更正の請求は、確定申告する際に税額を大きく申告した場合に納めすぎた税金が還付される制度ですが、確定申告する義務がない給与所得者等については、給与などから源泉徴収された所得税額や予定納税した所得税額が年間の所得税額で計算した所得税額よりも多い場合、確定申告を行い、還付申告をすることで、所得税の還付を受けることができます。

中小企業庁情報コーナー

■ 「中小会計要領」の普及に向けて信用保証料率の割引制度を開始

「中小会計要綱」とは、多くの中小企業で利用できるように、その実態に配慮して策定された中小企業向けの会計ルールのことです。この中小企業会計要綱を会計ルールとして適用する中小企業に対しては、信用保証料率を0.1%割引する制度が創設されています。この制度は平成28年3月末までに申し込んだ分について適用され、セーフティネット保証など、特定の政策目的のために設定されている制度は対象外ですので、注意が必要です。

金融庁情報コーナー

■ 「ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について」が公表されました

ABLとは動産や売掛金を担保にした融資を意味しますが、同ABLを積極的に活用することで、経営改善や事業再生などを図るための資金や、新たなビジネスに挑戦するための資金の確保につながります。ただ、金融検査マニュアルの運用上、担保掛け目や電子記録債権の取扱い、担保評価などが不明確であったので、同マニュアルにおける運用方法等の明確化が図られており、ABLの積極的な活用が期待できます。

るためにも利用できます。ただ、製造業や小売業、商社など、業種によって同指標の数値は大きく異なるので、同業他社との比較が有効です。また、時系列で同指標を測定することで、会社の収益性や営業力、商品力などの長期的な推移を測定し、悪化する傾向にあるならば、原価率の悪化などが考えられるので、仕入や取引構造などの改善を検討することが必要となります。

II. 電子記録債権サービスが始まっています

— 手形や指名債権とは異なる新たな種類の金融債権です —

電子記録債権をご存知でしょうか。全国の銀行が参加して作ったインフラである「でんさいネット」の呼称で普及がなされています。一部では、手形や売掛債権などの指名債権を電子化したものであるという間違った理解がなされているようですが、正確には手形や指名債権の問題点を克服し、新たに電子記録債権という別種の金銭債権のカテゴリーを作ったということになります。中小企業経営者にとって、手形や売掛債権は身近なものであり、平成 25 年 2 月 18 日からサービスが開始されるタイミングでもあり、今後の取引が電子記録債権に移行していくことが予想されることから、本号において以下に電子記録債権の概要を解説致します。

■ 電子記録債権とは

電子記録債権とは、手形や売掛債権とは別種の電子記録債権という金融債権です。例えば単純に手形や指名債権を電子化した場合には、その法的性質も受け継がれることとなりますが、電子記録債権の場合、記録原簿への電子記録が発生・譲渡の要件となっており、また分割譲渡や任意的記録事項の許容など、その法的性質は、手形や指名債権と異なっており、新しいカテゴリーの金融債権ということができます。

■ 「でんさいネット」のメリット

手形を発行すると、印紙税がかかりましたが、電子記録によって発生・譲渡する性質の金融債権なので、印紙税がかかりません。また紙媒体で発行する訳ではないので、紛失等のリスクもなく、振込などをでんさいネットで行うことで、支払期日前の譲渡や割引などの決済を容易化できます。

■ 「でんさいネット」利用方法

でんさいネットを利用するためには、決済用口座の開設と金融機関の審査が必要です。また、各金融機関所定の利用料が必要になります。なお、実際にでんさいネットで電子記録債権を発生させるためには、商取引を行った結果、その債務者が銀行に対して発生記録の請求を行い、発生記録が成立し、発生記録が債権者に通知される流れとなります。また、債権者が発生記録の請求を行い、5 銀行営業日以内に債務者の承諾を得る債権者請求方式もあります。電子記録債権を譲渡する場合には、譲渡記録の請求を行うことで成立します。それ以外にも、電子債権を分割して譲渡する際の分割記録や保証記録請求などがあり、保証記録請求は債権者が行わなければならない点に注意が必要です。

■ 発生記録の内容

発生記録では、債務者の名称や住所、債権者の名称や住所、債権金額、支払期日などが記録されています。なお、質権設定や債権金額が1万円未満の記録などは取扱いできません。

■ でんさいネットの特徴や注意点

でんさいネットでは、発生記録請求や譲渡記録請求などを複数の請求先に対して、一括して行うことができます。また、発生した電子記録債権の取り消しを行う場合は、5銀行営業日以内なら原則的に単独で取消ができ、それを超えて取り消しする場合、全ての利害関係者の承諾が必要になります。なお、手形とは違って、必要な金額だけ分割して譲渡できます。支払期日に資金不足になって、6ヶ月以内に2回支払い不能が発生した場合、手形と同じように参加金融機関の貸出取引が2年間停止されるペナルティがあります。

III. 中小企業経営力強化支援法について

— 活動の後押しをします —

中小企業経営力強化支援法をご存知でしょうか？この法律は、経営課題解決の鍵を握る事業計画書の策定支援などを通じて、中小企業の経営力を強化することを目的とする法律です。ただ、中小企業経営者の抱える経営課題は多様化、複雑化しているので、財務や会計の専門的な知識を有する税理士法人などが、その活動を支援する枠組みが必要であり、その専門性や実務経験、実施体制などの認定基準を満たす経営革新等支援機関が担い手となって、中小企業経営者を支援する枠組みとなっています。なお、私共は経営革新等支援機関の認定を受けており、今後も幅広い支援を行なってまいりますので、同法の概要などを以下に解説致します。

■ 中小企業経営力強化支援法の概要について

1. 経営革新等支援機関の認定

金融機関や税理士法人など、中小企業の経営状況の分析や事業計画の策定及び実施の指導や助言を行う経営革新等支援機関の認定制度が創設されています。

2. 中小機構法の特例

中小企業基盤整備機構による専門家の派遣などの特例措置が創設されています。

3. 信用保証協会に係る予算措置

信用保証協会の信用保証料の引下げなどの予算措置が創設されています。

■ 同法における支援内容

経営革新等支援機関には、幅広い分野において中小企業を支援することが求められており、主に、その支援を行う担い手の多様化と海外展開に伴う資金調達支援が、同法における中